

小児慢性特定疾病指定医の更新申請に関する御案内

日頃より、小児慢性特定疾病医療費助成制度に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、貴機関に所属する医師の内、小児慢性特定疾病指定医の指定を受けられている方について、更新の時期を迎えられますので、更新手続について、以下のとおり御案内いたします。

※ 本紙は、**令和5年5月1日現在**、小児慢性特定疾病指定医が所属する医療機関の内、**令和5年7月から9月までに更新を迎える小児慢性特定疾病指定医が所属する、主たる勤務先の医療機関にお送りしています。**

既に、小児慢性特定疾病指定医の辞退等をいただいている場合など、行き違いがございましたら、御容赦ください。

1 制度概要

小児慢性特定疾病医療費助成制度では、医療費助成の申請のための医療意見書を作成する医師は、予め都道府県知事等に指定された「指定医」であることと定められています。

児童福祉法において、指定医の指定の有効期間は5年間を超えない期間とされており、東京都では、申請書類を東京都が収受した月の1日から5年間としております。

2 指定医の要件

以下の①及び②の要件を満たした上で、③又は④のどちらかの要件を満たすこと。

- ① 診断又は治療に5年以上（臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有すること。
- ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- ③ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。
- ④ 知事が行う研修を修了していること。

3 更新時期

現在受けている指定の有効期間満了日以内に更新申請を行ってください。

上記期間内に更新申請書類を御提出いただいた場合の指定医有効期間は有効期間満了日の翌日から5年間となります。

例) 指定医指定年月日が平成30年7月1日の場合

⇒ 現在受けている指定の有効期間は令和5年6月30日まで

⇒ 上記期間内に更新申請書類を御提出いただいた場合の指定有効期間
令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

4 更新申請書類

更新申請に必要な書類は以下のとおりです。

① 指定医指定申請書兼経歴書【必須】

※主たる勤務先の医療機関以外に医療意見書を作成する場合には、裏面の勤務先医療機関欄の記入をしてください。

② 医師免許証の写し（※該当者のみ）

※氏名、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合

5 更新申請書類提出先及び問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 28階北側

東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当（指定医担当）

電話：03-5320-4375

6 ホームページ等

(1) 本紙の内容は東京都福祉保健局ホームページにも掲載しております。

○東京都福祉保健局ホームページ

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/josei/syoman/siteii.html>)

※ 福祉保健局ホームページのサイトマップで「小児慢性特定疾病指定医 申請」と検索いただきますと該当のページが出てきます。

※ 又は、一般の検索エンジンから「小児慢性 指定医 東京都」と検索いただきますと該当のページが出てきます。

小児慢性 指定医 東京都

検索

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度については小児慢性特定疾病情報センターホームページでご確認ください。

○小児慢性特定疾病情報センターホームページ

(<https://www.shouman.jp/>)